

公 告

「雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定」の締結

次のとおり公告します。

令和2年2月4日

国土交通省 九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、雲仙復興事務所が管理する砂防指定地内、ならびに管理設備に影響する隣接区域（水無川流域）において、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に砂防施設の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区域

基本協定は雲仙復興事務所が管理する砂防指定地内、ならびに管理設備に影響する隣接区域（水無川流域）を対象とする。

また、協定締結区域外において発生した災害の応急対策についても、状況により対応を要請する場合がある。

(3) 協定募集者数

本協定においては、8社程度を想定している。

(4) 協定期間 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価して協定締結業者を選定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、(5)の評価の高い順等を実施の可否を確認し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになる。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係るC等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。なお、認定

されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に対し、協定締結を行わない。

- (4) 長崎県島原市、雲仙市、南島原市内に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が存在すること。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (8) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課
電話 0957-64-4171

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和2年2月4日（火）から令和2年2月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 砂防課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和2年2月5日（水）から令和2年2月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 協定区域（災害時の巡視）の特定については、総合的に判断して決定するものとする。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和2年2月4日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所長 田村 毅
長崎県島原市南下川尻町7-4

3. 基本協定の概要等
基本協定の概要等は、公告1.(1)～(6)のとおり。

4. 参加資格要件
参加資格要件は、公告2.(1)～(8)のとおり。

5. 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料

(1) 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：令和2年2月5日（水）から令和2年2月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

電 話：0957-64-4171

FAX：0957-63-0914

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

① 会社の代表印を押印すること。

(3) 技術資料は、別記「様式-2～7」により作成すること。

6. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
(1) 申請書 [様式－1]	①様式は「様式－1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 工事実施体制 [様式－2] [様式－3] [様式－4－1] [様式－4－2]	①様式は「様式－2, 3, 4－1, 4－2」とする。 ②建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）の所在地と全ての協定区域までの距離について記載すること。 ③導流堤の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ④保有資機材については、公告日時点において自社保有の物とする。
(3) 施工実績 （過去4ヶ年度＋当該年度における雲仙復興事務所発注工事） [様式－5]	①様式は「様式－5」とする。 ②対象となる工事は、元請けとして過去4ヶ年度＋当該年度（平成27年度から令和元年度までの間）に完成した雲仙復興事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）すべて記載する。
(4) 表彰 （安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者、又は工事成績優秀企業の認定） [様式－6]	①様式は「様式－6」とする。 ②直近2ヶ年度（平成30年度（平成29年度完成工事）～令和元年度（平成30年度完成工事））において、企業が元請けとして九州地方整備局（河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園関係部局（関係事務所含む）及び営繕部・営繕事務所（以下「対象部局」という））から表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者、ICT工事優秀施工業者）又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績を記載すること。
(5) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式－7]	①様式は「様式－7」とする。 ②島原半島地域内（島原市、雲仙市、南島原市）において、平成29年4月以降に国、県または市町村等と申請者が直接協定を締結している場合、その内容と活動状況を記載すること。 ③島原半島地域内（島原市、雲仙市、南島原市）において、平成29年4月以降に、直接協定の有無にかかわらず災害協定等に基づき災害対応の実績がある場合は、実績を証明できる契約図書等の写しを添付すること。ただし、災害対応の実績は工事に限る。 ④②及び③に記載した災害協定について、協定書の写しを添付すること。 ただし、②又は③に記載した協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。

上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。

①経常建設共同企業体の企業評価基準

競争参加資格確認申請した者と同一の経常建設共同企業体として受注かつ完成した工事がある場合は評価する。

なお、競争参加資格確認申請した経常建設共同企業体として評価項目の実績が無い場合の評価は、構成員の評価の低い方で評価することを基本とする。

②既に解散した経常建設共同企業体の企業評価の基準

「既に解散した経常及び地域、特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加資格確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

①企業の総合評価の方法

1) 工事实績：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。

2) 表彰：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。

3) 実績：その他の評価項目（「(5)災害時応急対策工事等の協定締結の実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。

②その他

1) 上記①については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

7. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	配点
工事実施体制	■資機材の保有状況 (様式－4－1、様式－4－2により評価) ・管内で想定される応急対策工事に必要となる資機材の保有状況について評価する。	20
	■作業従事可能者数 (様式－2により評価) ・一般作業員等の応急対策工事に対応可能な保有人員数について評価する。	10
	■保有技術者者数 (様式－2により評価) ・土木施工管理技士（一級・二級）及び建設機械施工技士（一級・二級）の保有人員数について評価する。	10
	■被災箇所の状況把握 (様式－3により評価) ・本店からの管内各現場への距離について評価する。 【対象区域毎に評価】	10
施工実績	■施工実績 (様式－5により評価) ・元請けとして過去4ヶ年度＋当該年度（平成27年度から令和元年度までの間）における雲仙事務所発注の施工実績（一般土木工事及び維持修繕工事）	10
	■工事成績の評価 ・元請として平成27年度以降に完成した九州地方整備局の発注した工事（工事種別：一般土木工事）の工事成績評定通知	10

	書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。	
工事の安全確保	■表彰 (様式－６により評価) ・直近２ヶ年度（平成３０年度（平成２９年度完成工事）～令和元年度（平成３０年度完成工事））の表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、ＶＥ提案優良業者）又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績 ・評価は、局長表彰、事務所長表彰の順で優位に評価するが、申請できる表彰又は認定実績は、各々１件とし、評価については、各々の表彰又は認定が高いものを優位に評価する。	１０
	■安全管理の状況 ・過去１年間の死亡事故等の状況	１０ (減点)
防災業務の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結および活動の実績 (様式－７により評価) ・平成２９年４月以降の島原半島地域内（島原市、雲仙市、南島原市）における国、県または市町村等と協定締結及び活動の実績	１０

８．本基本協定に関する手続等

（１）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和２年２月４日（火）から令和２年２月１９日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
- ② 交付場所：〒８５５－０８６６ 長崎県島原市南下川尻町７－４
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

（２）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和２年２月５日（水）から令和２年２月１９日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
- ② 提出場所：上記８．（１）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

９．技術資料等説明書に対する質問

（１）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和２年２月４日（火）から令和２年２月１０日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
- ② 提出場所：上記５．（１）②に同じ。
- ③ 提出方法：ＦＡＸ、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注)：ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、雲仙復興事務所砂防課職員へ電話で確認すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、書面により令和２年２月１４日（金）までに行う。

10. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：令和2年3月13日(金) 17時00分。

② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所砂防課へ電話で確認すること。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和2年3月23日(月)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

11. ヒアリングについて

提出された申請書等について疑義のある場合、令和2年2月20日(木)から令和2年3月3日(火)までの間に電話にてヒアリングを行うことがある。

12. 本協定締結予定業者の決定及び通知

本協定の締結予定業者については、技術資料の提出に基づき総合的に判断し・決定する。その結果は、令和2年3月6日(金)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係るC等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。なお、認定がされない場合は提出された技術資料を無効とする。

13. その他

(1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び技術資料を、競争参加資格の確認以外の目的で無断に使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(4) 提出期間以降における申請書又は技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 本協定については、本技術資料作成要領にあわせて配布する協定書(案)により協定締結を行う。なお、協定書(案)については内容に変更が生じる場合がある。

(6) 本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災(機・労・材)検索くん」に登録するものとする。申請様式4-1, 4-2はシステム登録時に使用するため、記入の際、様式の行もしくは列の途中に独自の記入欄を追加しないこと。

URL : <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp>